

大阪市住之江区社会福祉協議会 共同募金配分金事業

平成28年度「子どもの貧困対策への取組み応援資金」 募集要項

近年、生活困窮や社会的孤立の課題が深刻化しており、その環境によって低学力やいじめ被害、不登校、被虐待などの状態に陥り、日々「生きづらさ」を感じながら暮らしている子どもたちは少なくありません。国においても子どもの未来応援運動などさまざまな取り組みが進められています。

このような中、子どもたちが現在直面している困りごとや、将来直面するであろう困りごとの解決に向け、地域で取組まれる子どもの居場所づくりや学習支援など「子どもの貧困対策への取組み」に対して、助成をおこないます。

- 1 助成対象 住之江区内で地域福祉活動の推進に向け、具体的な取り組みをおこなっている法人（社会福祉法人、NPO等）又は団体・グループ。
- 2 対象事業 「子どもの貧困対策への取組み」
 - 地域での居場所づくり（不登校の子どもへの支援や子ども同士のふれあいを進める場づくりなど）
 - 学習支援、食の支援など
 - 先駆性・開拓性のある事業を優先します。
- 3 対象経費 平成28年度中に実施予定もしくは、引き続き実施予定の事業にかかる必要経費とします。
ただし、必要経費のうち10%以上の自己負担をお願いします。
具体例については、別紙をご参照ください。
- 4 助成金額 総額40万円以内
- 5 申込方法 助成申請書（第1号様式）に、①団体概況書、②事業計画書、③収支予算書（見積書写し添付）、④その他（団体の定款や規約、直近1年間の具体的な活動実績が分かるもの、役員名簿等）を添付し、大阪市住之江区社会福祉協議会地域支援担当まで提出してください。
- 6 申込期間 平成28年8月1日（月）～8月31日（水）消印有効
- 7 選考方法 申請書類に基づき、地域支援担当内で選考します。
事業の先駆性があり、継続性・有効性等が期待できる事業を優先的に採用します。
- 8 決定通知 結果については、文書で通知します。
《決定通知後の手続きのおおまかな流れ》
 - ・「助成請求書（第3号様式）」を提出

- ・事業完了後30日以内に「事業完了報告書（第4号様式）」及び必要書類を提出
※詳しくは、助成決定団体にお知らせします。

- 9 留意事項 申込受付後、必要に応じて別途書類の提出依頼や電話又は訪問等による問い合わせをさせていただくことがあります。

《申し込み、問い合わせ先》

社会福祉法人 大阪市住之江区社会福祉協議会 地域支援担当 長谷川
〒559-0013 大阪市住之江区御崎 4-6-10 住之江区在宅サービスセンター内
電話番号 (06) 6686-2234 ファックス番号 (06) 6686-0400
ホームページ <http://www.saza73.jp>

助成対象内容について（例）

◇助成の対象はおおむね以下に記載のものです。

- (1) 広報・啓発に関すること
取組み活動の周知及び啓発などに必要な費用（講演会費用、周知・啓発用冊子作成費など）
- (2) 運営に関すること
 - ・事業の運営に必要なパソコンやプリンターなどの購入費（利用者の管理、チラシの作成、事業管理に資することを目的とすること）
 - ・会場使用料
- (3) スタッフ及びボランティアの募集や育成に関する費用
 - ・研修費用や講師謝礼
 - ・必要な啓発や講演会等費用
- (4) 学習支援に必要な備品などの購入費
 - ・学習教材（教科書、参考書、問題集など）
 - ・机、椅子、ホワイトボード、パーテーションなどの備品（筆記具、ノートなどの消耗品は不可）
- (5) 食の支援に関する備品などの購入費
※食の支援を行う計画が明確であることが前提であり、実施しない場合は不可
 - ・食器及び調理器具（皿、コップ、フライパン等）
 - ・調理器具（ホットプレート、ガスコンロ、電磁調理器、オーブンレンジ等）
 - ・ガス給湯器、冷蔵庫、食器洗い乾燥機
 - ・食器棚、食材などの保管棚（庫）
- (6) 子どもの居場所などの環境整備
※事業実施場所の資産価値を高めるような改修は不可
 - ・カーペット（電気カーペット含む）、こたつ、エアコン
 - ・看板、蛍光灯や照明（工事費含む）、雰囲気づくりのための装飾品など（クリスマスやハロウィンなどの一定期間のみ使用するものは不可）

◆対象とならない助成及び注意点は以下のとおりです。

- (注1) 上記の(1)～(6)以外は原則として助成対象にはなりません。
- (注2) 上記の(1)～(6)の内容であっても、必ずしも助成の対象とはなりません。本会から内容確認の連絡をさせていただくことがあります。
- (注3) 通常の手続き料や家賃、人件費などの運営経費や自らの責任において負担すべき経費（飲代など）は対象としません。
- (注4) 月額料のようなランニングコストが発生する物品（コピー機やパソコンのリース料など）そのものについては対象としません。